

内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 岩城光英様

刑法改正に関する要望書

私たち日本キリスト教婦人矯風会は1886年（明治19年）の発足以来、女性の人権確立のためにたたかってきた女性団体です。129年の歴史の中で女性の人権確立のためには法律が必要との認識に立って、その時々を努力を重ねてきました。

報道によれば、政府は今年8月に法務省の有識者検討会が「性犯罪の処罰」に関してまとめた報告書を受けて、10月法務大臣が法制審議会に対し刑法改正をはかる考えを明らかにしたとのことです。私たち矯風会は、長年性暴力・性搾取・性虐待の根絶と被害者の回復のため活動してきた経験に基づき、以下のことを要望いたします。

- 一、 強かん罪の刑を5年以上に引き上げること
強かん被害者の一生に亘る苦しみを考えたとき、強かん罪の現行法定刑下限3年はあまりに人権を無視した規定です。重大犯罪に見合った7年が相当であると考えますが、強盗の法定刑下限（5年）と比べても、少なくとも5年以上とすべきです。
- 一、 性的合意年齢を18歳に引き上げること
児童福祉法や児童買春・児童ポルノ禁止法における保護年齢が18歳未満であることに鑑みて、性的合意年齢は18歳以上とすべきです。
- 一、 親告罪をはずすこと
強かんその他性的虐待は殺人に次ぐ人権侵害と捉え、被害者側の負担が大きい告訴を待たずに犯罪摘発が厳正になされる必要があります。
- 一、 近親かんを含め親など地位を利用した性犯罪に新たな規定を設けること
- 一、 被害者が男性でも強かんと同等の扱いをすること
- 一、 強かん罪に対する公訴時効を撤廃すること
- 一、 性犯罪加害者に対する再犯防止プログラムの受講を義務化すること

2015年12月1日

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 新宿区百人町2-23-5
Tel 03-3361-0934
Fax 03-3361-1160